明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔最高裁規則〕
○少年審判規則の一部を改正する規則（最高裁五）　一

〔省令〕
○財務省組織規則の一部を改正する省令（財務七四）　二

〔訓令〕
○内閣府政策統括官の職務分担に関する訓令の一部を改正する訓令（内閣府二二）　二

〔告示〕
○特定国外派遣組織を指定する件（総務三八四）　二
○電波法施行規則第七条第五号の規定に基づく特定実験試験局として使用可能な周波数の範囲等を定める件の一部を改正する件（同三八五）　三
○教育職員免許法施行規則附則第八項第二号イ及びロに掲げるものに準ずる施設として文部科学大臣が定める施設の一部を改正する件（文部科学一五二）　三
○農林物資の規格化等に関する法律の規定に基づき、登録外国認定機関の登録事項の変更の届出があった件（農林水産一九四五）　七
○保安林の指定をする件（同一九四六～一九七七）　七
○アメリカ合衆国が使用を許される施設及び区域について、共同使用が決定された件（防衛二〇四）　八
○道路に関する件（東北地方整備局二一七）　八
○浄化槽の型式の認定を更新した件（近畿地方整備局一三五～一三七）　九
○道路に関する件（北海道開発局二二三～二二六）　九

〔国会事項〕
内閣　国家公安委員会　警察庁　法務省　九

〔官庁報告〕
労働
労働保険審査官及び労働保険審査会法第五条の規定に基づく関係事業主を代表する者の候補者の推薦について（厚生労働省）　一〇

〔人事異動〕
官庁
職員の免職処分、金融商品取引業者営業保証金取戻し、共同研究者の募集関係　一〇
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、特別清算、再生関係　三〇
地方公共団体
無縁墳墓等改葬関係
会社その他

〔公告〕
諸事項

最高裁規則

○最高裁判所規則第五号

少年審判規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十八年十月七日

最高裁判所

少年審判規則の一部を改正する規則

少年審判規則（昭和二十三年最高裁判所規則第三十三号）の一部を次のように改正する。

第七条に次の六項を加える。

3　裁判所は、保護事件の記録又は証拠物に、閲覧させることにより人の身体若しくは財産に害を加え若しくは人を畏怖させ若しくは困惑させる行為又は人の名誉若しくは社会生活の平穏を著しく害する行為がなされるおそれがある事項が記載され又は記録されている部分があると認めるときは、付添人と少年との関係その他の事情を考慮し、付添人が前項の規定により当該記録又は証拠物を閲覧するに当たり、付添人に対し、当該事項であつて裁判所が指定するものについて、少年若しくは保護者に知らせてはならない旨の条件を付し、又は少年若しくは保護者に知らせる時期若しくは方法を指定することができる。ただし、付添人による審判の準備その他の審判の準備の上での支障を生ずるおそれがあるときは、この限りでない。

4　裁判所は、前項本文の場合において、同項本文の規定による措置によつては同項本文に規定する行為を防止できないおそれがあると認めるときは、付添人による審判の準備その他の審判の準備の上での支障を生ずるおそれがあるときを除き、付添人が第二項の規定により当該記録又は証拠物を閲覧するについて、これらのうち前項本文に規定する部分であつて裁判所が指定するものの閲覧を禁ずることができる。この場合において、閲覧を禁じた部分にその人の氏名又は住居が記載され又は記録されている場合であつて、付添人の請求があるときは、付添人に対し、氏名にあつてはこれに代わる呼称を、住居にあつてはこれに代わる連絡先を知らせなければならない。

5　裁判所は、前二項の規定による措置をとるには、あらかじめ、付添人の意見を聴かなければならない。